

札幌市生涯歯科口腔保健推進計画

「さっぽろ8020推進プラン」(案)

皆様のご意見を募集します

■ 募 集 期 間 ■

平成 28 年 12 月 26 日(月)～平成 29 年 1 月 24 日(火)

札幌市では、「8020運動」を推進するため、平成14年に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」において、健康づくりを進める重要な課題の一つに「歯の健康」を位置づけ、歯科疾患(むし歯・歯周病)の予防、かかりつけ歯科医の推進に取り組んできました。

国は、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を策定し、自治体における歯科口腔保健対策の一層の推進を求めています。

これらを受け、平成26年に策定した「健康さっぽろ21(第二次)」(平成26年度～平成35年度)では、全体目標を達成するための基本要素の一つとして「歯・口腔の健康」を位置づけていますが、その実現に向けた具体的な取組や、要介護者の口腔ケア対策など関係機関との連携による歯科口腔保健のさらなる充実が求められていることから、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画(案)をまとめました。

つきましては、計画の策定・推進にあたり参考にさせていただくため、広く市民の皆様から、ご意見を募集いたします。

本計画案や、別に配布しています計画案概要をご覧のうえ、本計画案または計画案概要の最終ページにある意見募集用紙か、これに準じた様式で、ご意見をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見につきまして、集約したうえで札幌市の考え方とあわせて、別途公表させていただきます。

札幌市保健所

意見募集要領

1 意見募集期間

平成 28 年 12 月 26 日（月）～平成 29 年 1 月 24 日（火）【必着】

2 意見の提出方法

(1) 郵送の場合

最終ページの意見募集用紙を下記の「提出先・お問い合わせ先」に郵送してください。

※お名前、ご住所等の必要事項をご記入いただければ様式は問いません。

(2) FAX の場合

最終ページの意見募集用紙を、011-622-7221 に送信してください。

(3) Eメールの場合

shikahoken@city.sapporo.jp

(4) ホームページから送信する場合

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/shikakeikaku/index1.html>

札幌 歯科保健計画

検索



(5) 直接持参される場合

下記「提出先・お問い合わせ先」まで

受付時間：平日午前 8：45～午後 5：15 まで

3 提出先・お問い合わせ先

担当部署名：札幌市保健福祉局保健所健康企画課

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 W E S T 19 ビル 3 階

電話番号：011-622-5151

F A X 番号：011-622-7221

Eメール：shikahoken@city.sapporo.jp

《参考》資料（本書・概要版）配布場所

◇市役所本庁舎（2 階 市政刊行物コーナー）

◇保健所（3 階 健康企画課）

◇各区役所（市民部総務企画課広聴係）

◇各まちづくりセンター

◇児童会館

◇健康づくりセンター

※ご注意

○お電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

○ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。

（ご意見の概要を公表する際は、お名前・ご住所は公開しません。）

目次

第 1 章	計画の策定にあたって	P 1
1	策定の背景	
2	計画策定の趣旨	
3	計画の位置づけ	
4	計画期間	
第 2 章	計画の体系	P 4
1	基本理念	
2	重点施策と基本施策	
第 3 章	施策の具体的取組	P 6
1	重点施策	
2	基本施策	
第 4 章	推進体制	P 19
1	計画の推進	
2	役割	
3	計画の進行管理と評価	
参考資料		P 20
1	用語解説	
2	札幌市の歯科保健事業実績(平成 26 年度)	
3	計画策定に関する提言について	
4	歯科口腔保健の推進に関する法律	
5	北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例	

第 1 章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

札幌市では、「8020運動」を推進するため、平成14年12月に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」において、健康づくりを進める重要な課題の一つに「歯の健康」を位置付け、歯科疾患(むし歯・歯周病)の予防、かかりつけ歯科医の推進に取り組んできました。

国においては、平成23年に制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」(以下「歯科口腔保健法」という。)に基づき、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下「国の基本的事項」という。)を策定し、地方公共団体における歯科口腔保健対策の一層の推進を求めています。

一方、北海道においては、平成21年に制定された「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、平成25年3月に新たな「北海道歯科保健医療推進計画(8020歯っぴいプラン)」を策定し、乳幼児から高齢者まですべての道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを推進しています。

これらを受け、平成26年3月に策定した「札幌市健康づくり基本計画 健康さっぽろ21(第二次)」(以下「健康さっぽろ21(第二次)」という。)(平成26年度～平成35年度)では、全体目標である「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」、「すこやかに産み育てる」を達成するための基本要素の一つとして「歯・口腔の健康」を位置づけていますが、その実現に向けた具体的な取組や、要介護者の口腔ケア対策など関係機関との連携による歯科口腔保健のさらなる充実が求められています。

そこで、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織と連携を図り、乳幼児から高齢者まで生涯にわたる歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」を策定しました。

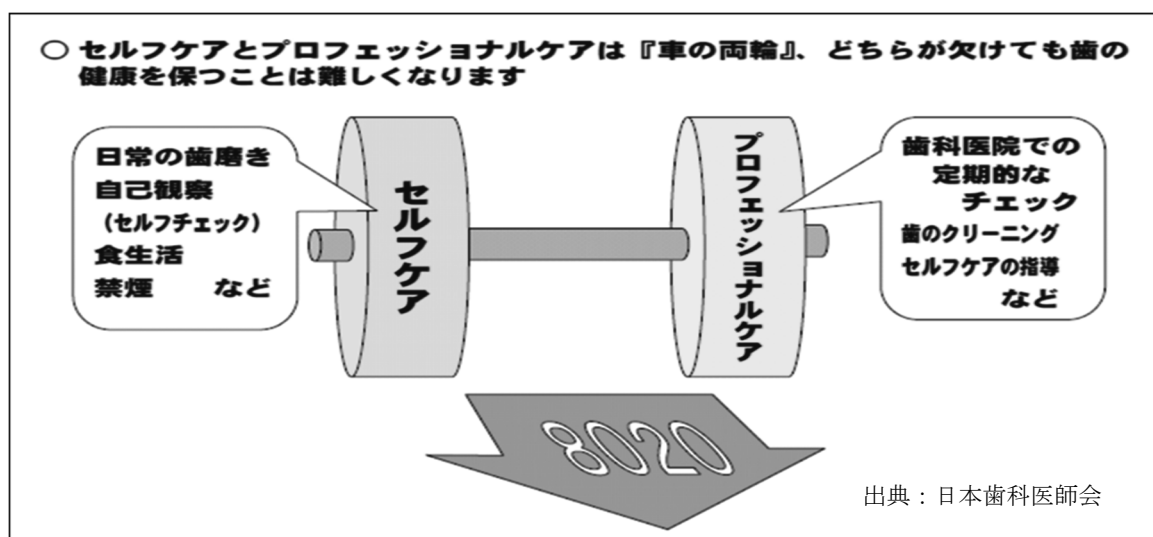
2 計画策定の趣旨

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めて、1989年に厚生省（当時）と日本歯科医師会により、80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目指す「8020（ハチマルニイマル）運動」が提唱されました。

自分の歯を20本以上維持している人は、認知症の発症や転倒する危険性が低いことなどが報告されており、歯と口の健康を維持・増進することにより、健康寿命の延伸に重要な役割を果たしていることが明らかとなっています。¹⁾

歯と口の健康を維持するためには、歯磨きや食事のときによく噛むことなどのセルフケアとともに、かかりつけ歯科医によるプロフェッショナルケアが必要とされており、両者は車の両輪に例えられています。²⁾

図1 プロフェッショナルケアとセルフケア



生涯にわたって歯と口の健康を守るため、セルフケアの習慣をもち、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診を受けることで、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防や食べる力³⁾を維持し、8020運動を進めます。

1) 「健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンス」2015年（公益社団法人日本歯科医師会）

2) 「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」平成21年（公益社団法人日本歯科医師会）

3) 食べる力：食べ物を、噛み飲み込む機能（咀嚼嚥下機能）

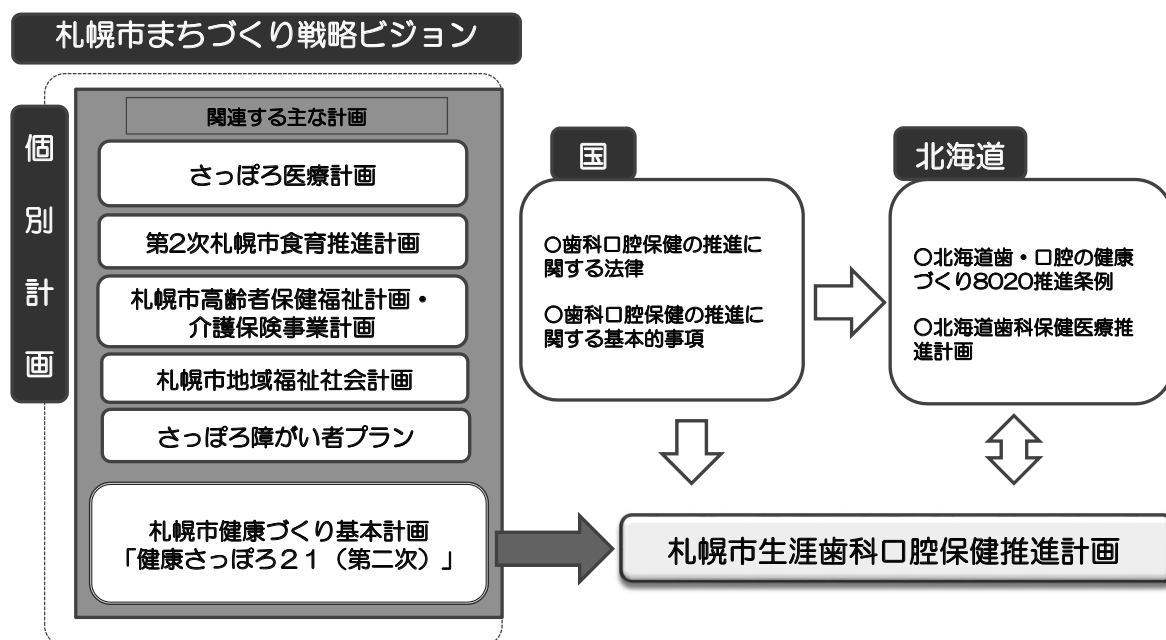
3 計画の位置づけ

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画である「健康さっぽろ21（第二次）」を策定し、市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現のため、計画の推進に取り組んでいます。

本計画は「健康さっぽろ21（第二次）」に定める「歯・口腔の健康」に関する実施計画であり、「歯科口腔保健法」、「国の基本的事項」を踏まえた歯科口腔保健推進計画です。

なお、「さっぽろ医療計画」などの関連計画と整合を図り、北海道が策定する「北海道歯科保健医療推進計画」と調和を保つものとします。

図2 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の位置づけ



4 計画期間

「健康さっぽろ21（第二次）」の計画期間は、平成26年度から平成35年度であることから、本計画の期間は平成29年度から平成35年度までの7年間とします。

また、社会情勢等の変化に応じて計画の見直しを行います。

第2章 計画の体系

1 基本理念

歯と口の健康は、すべてのライフステージにおいて、質の高い健康的な生活を送るために重要な要素であることから、8020運動を推進し、市民が笑顔でいきいきと暮らすまちを目指すことを計画の基本理念とします。

基本理念

「8020 運動推進のまち・笑顔のまち さっぽろ」

子どもから高齢者まで誰もが歯と口の健康を保ち、
いきいきと暮らせるよう8020運動を推進します

2 重点施策と基本施策

「健康さっぽろ21（第二次）」における基本要素である「歯・口腔の健康」の取組方針、及び国の基本的事項を踏まえ、ライフステージごとの歯科疾患の特性を考慮して、5つの施策を設定します。

○ かかりつけ歯科医をもつ人を増やします（全ライフステージ）

全てのライフステージにおいて、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診や口腔ケアを継続して受けることにより、8020運動の推進を図ります。

○ 歯と口の健康づくりを推進するための環境を整備します(全ライフステージ)

障がい者（児）、要介護者等を含めた歯と口の健康づくりを推進するために、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が、連携・協力して取り組める環境を整備します。

○ むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします（乳幼児期・学齢期）

乳幼児期・学齢期は、8020運動の入り口であり、生涯にわたる歯と口の健康づくりのため、むし歯に加え歯周病につながる歯肉炎の予防を進めます。

○ むし歯や歯周病のある人を減らします（妊娠期・成人期）

妊娠期・成人期では、8020を目指すために、むし歯や歯周病の予防とともに、早期発見・早期治療を図ります。

○ 高齢になっても自分の歯を有し、食べる力が良好な人を増やします(高齢期)

高齢期では、嚙む（咀嚼）機能の維持とともに、飲み込む（嚥下）機能を維持します。

5つの施策において、「かかりつけ歯科医をもつ人を増やします」は、治療だけではなく、定期的な歯科健診や口腔ケアを全ライフステージにおいて継続して受けること、また、「むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします」は、乳幼児期・学齢期が生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎であること考慮し、本計画における重点施策と位置づけます。

図3 「健康さっぽろ21（第二次）」の取組方針と「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画」の施策

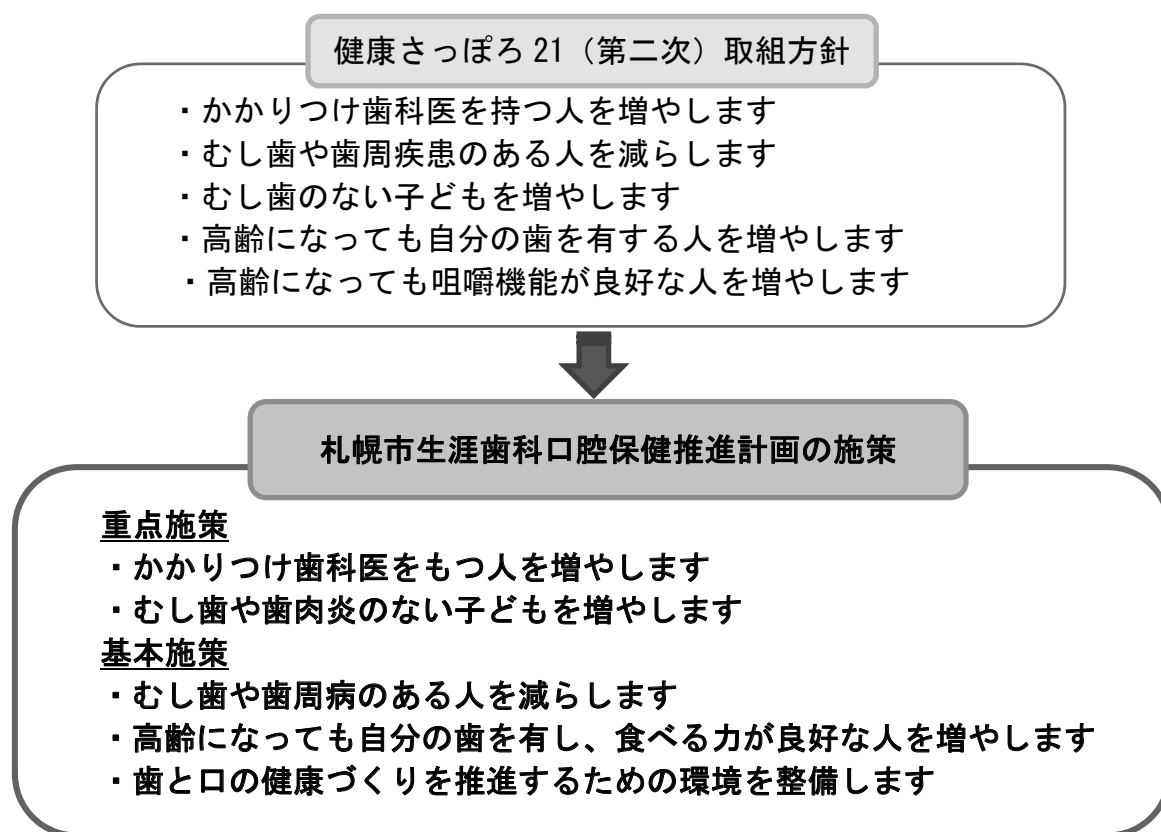
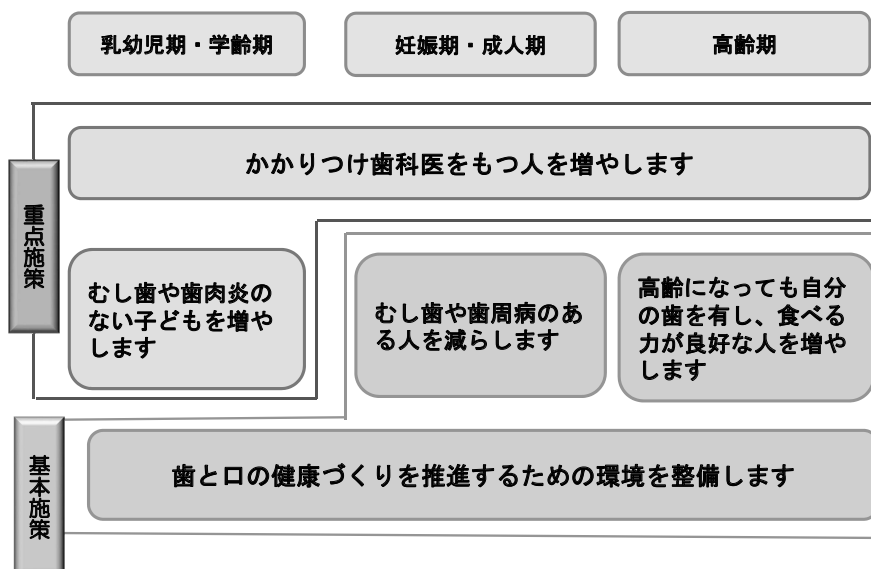


図4 施策とライフステージの位置づけ



第3章 施策の具体的取組

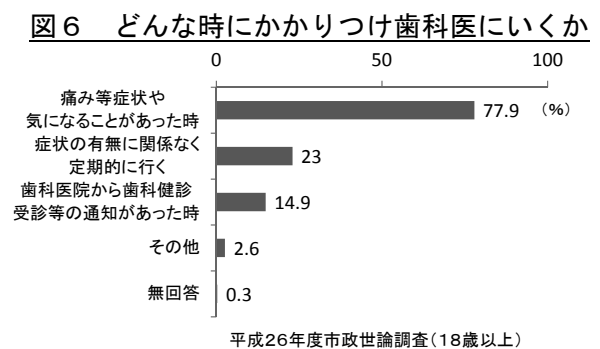
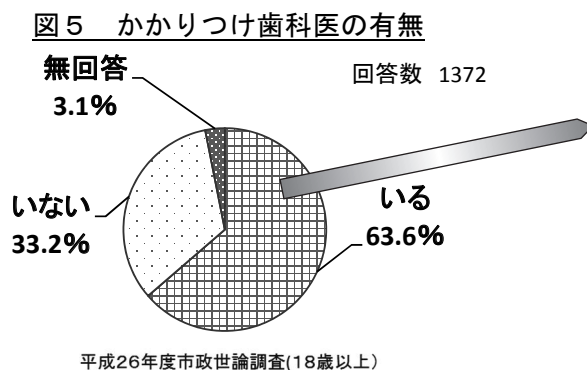
1 重点施策

1-1 「かかりつけ歯科医をもつ人を増やします」（全ライフステージ）

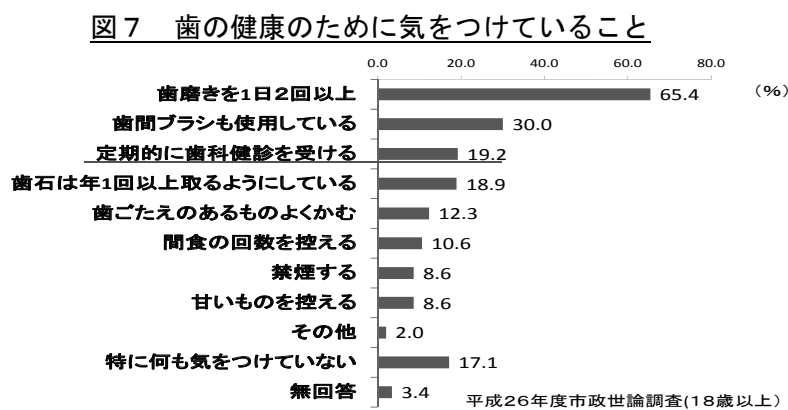
○ 現状と課題

「かかりつけ歯科医」に関する市民の認識について、平成26年度市政世論調査によると、かかりつけ歯科医がいる人（18歳以上）の割合は、63.6%となっています。

このうち、症状の有無に関係なく定期的にかかりつけ歯科医に行く人の割合は23.0%、治療など症状がある時に受診する人の割合は、77.9%となっています。



また、「歯の健康のために気を付けていること」として、「定期的に歯科健診を受ける」と回答した人の割合（18歳以上）は19.2%です。



かかりつけ歯科医とは、「ライフサイクルに沿って、歯と口に関する保健・医療・福祉を提供し、地域に密着した幾つかの必要な役割を果たすことができる歯科医」と定義されていますが⁴⁾、市民の多くは、症状があった時に受診する歯科医であるととらえ、歯科疾患の早期発見・早期治療につながっていないのが現状です。

4) 公益社団法人日本歯科医師会 <https://www.jda.or.jp/go/dental.html>

○ 取組の方向性

生涯にわたって歯や口の健康を保つため、セルフケアの実践とともに、かかりつけ歯科医による定期健診や口腔ケアを受けることの重要性について、幅広く情報発信を行い普及啓発します。

○ 具体的取組

取組・事業	内容	担当部
かかりつけ歯科医の普及啓発活動	・企業との連携によるイベント (強化) ・ホームページの充実 (強化) ・さっぽろ市歯周病検診を活用した普及啓発 (強化)	保)保健所
歯と口の相談窓口の周知	・歯と口の健康に係る各種相談 (強化)	保)保健所

○ 指標（目標値）

	現状値	目標値
●かかりつけ歯科医のいる1歳6か月児の割合	32.0%(H28)※1	45%
●かかりつけ歯科医のいる3歳児の割合	65.9%(H28)※2	75%
定期的に歯科健診を受ける人の割合(18歳以上)	19.2%(H26)	30%

●：毎年度評価指標を算出

※1：平成28年8月調査結果 ※2：平成28年4月調査結果

1-2 「むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします」（乳幼児期・学齢期）

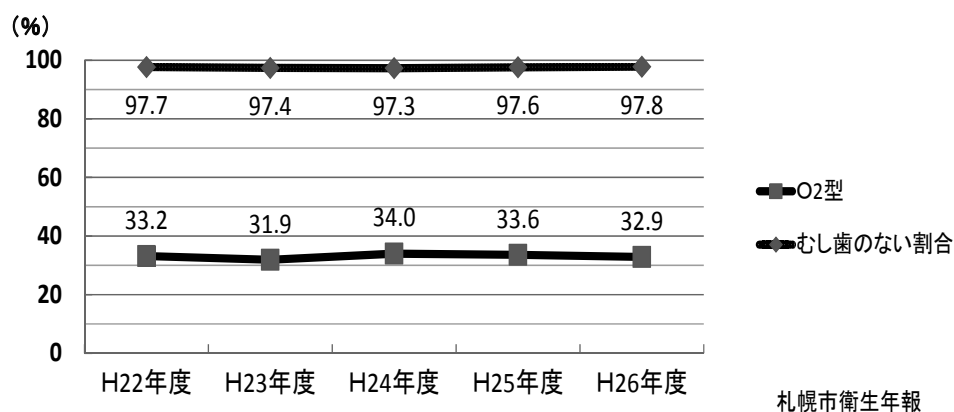
○ 現状と課題

(1) 乳幼児期

札幌市では、1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査時に歯科健診を実施しています。

1歳6か月児歯科健診で、むし歯になるおそれのある幼児（O2型）の割合は、32.9%（平成26年度）と近年は横ばいで推移しています。

図8 1歳6か月児歯科健診結果とO2型の推移（1歳6か月児歯科健診結果 平成22年度～平成26年度）



一方、3歳児歯科健診におけるむし歯のない3歳児の割合は、83.3%（平成26年度）と近年増加しており、全国平均を上回っています。しかし、区ごとに比較すると、むし歯のない3歳児の割合が最も高い区と最も低い区で、11ポイントの差があります。

図9 むし歯のない3歳児の割合（3歳児歯科健診結果 平成22年度～平成26年度）

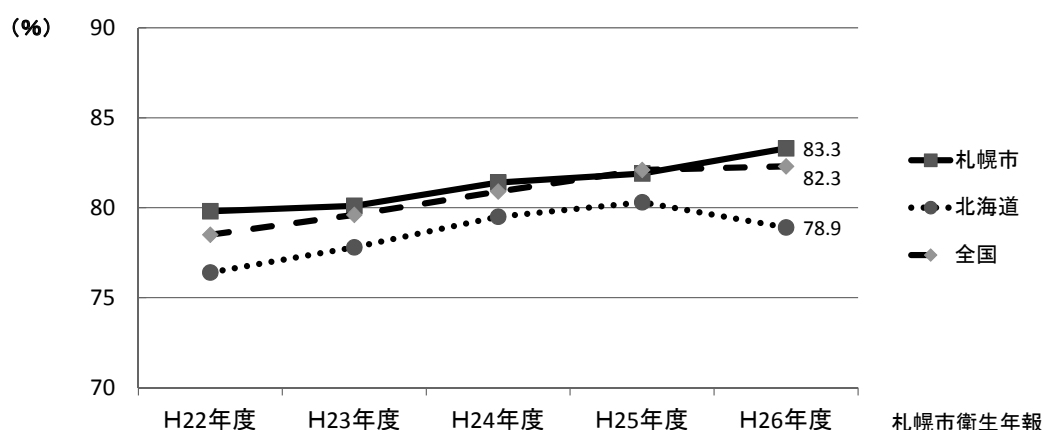


表1 平成26年度区別むし歯のない3歳児の割合（%）（札幌市衛生年報）

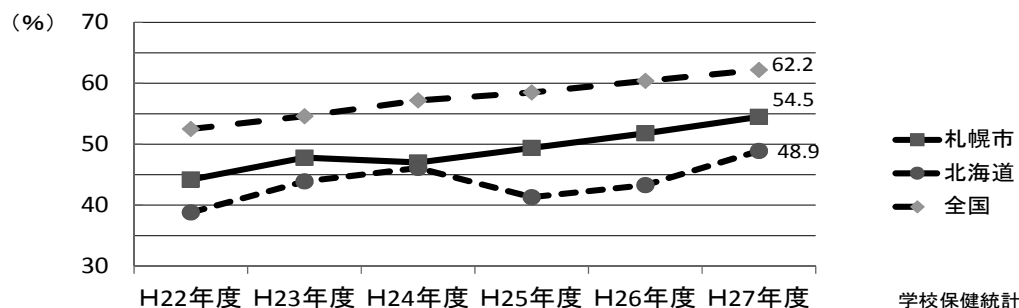
札幌市	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
83.3	89.2	85.5	80.7	81.1	85.4	82.4	81.3	85.5	83.4	78.1

(2) 学齢期

学齢期では、学校保健安全法に基づき一年に一度歯科健診を実施しています。

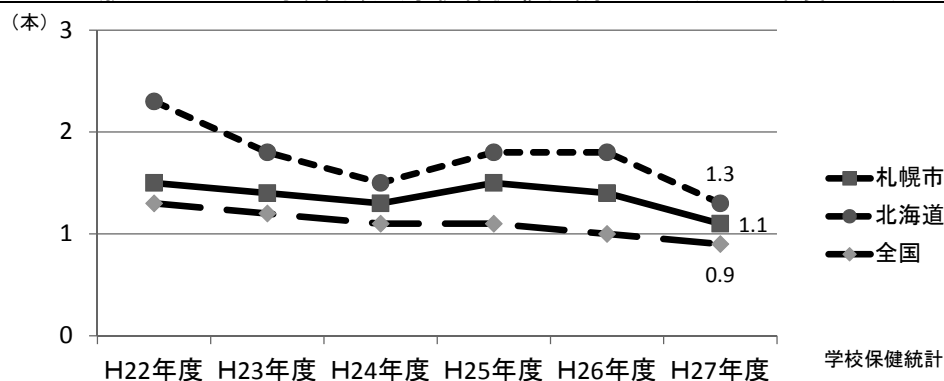
むし歯のない12歳児の割合は、札幌市学校保健統計調査（平成27年度）において、54.5%と最近6年間では増加傾向にありますが、全国平均の62.2%と比べ低い状況です。

図10 むし歯のない12歳児の割合（学校保健統計調査 平成22年度～平成27年度）



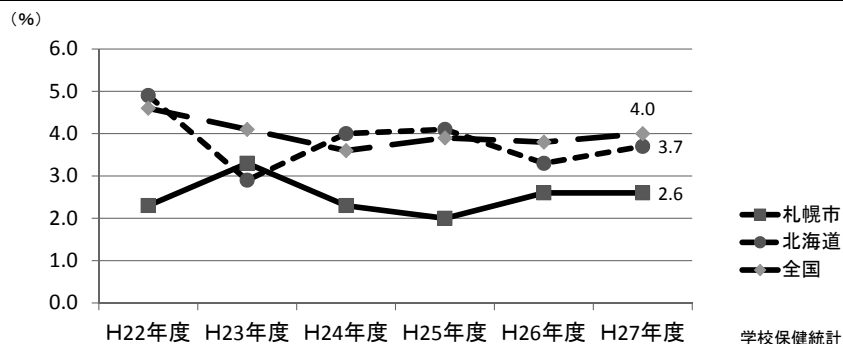
また、12歳児の一人平均う歯数は1.1本と減少傾向にありますが、全国平均の0.9本と比べ多い状況です。

図11 12歳児の一人平均う歯数（学校保健統計調査 平成22年度～平成27年度）



一方、歯肉炎のある12歳児の割合は2.6%と全国平均4%より低い状況です。

図12 歯肉炎のある12歳児の割合（学校保健統計調査 平成22年度～平成27年度）



乳幼児期では、むし歯になるおそれのある1歳6か月児が横ばい傾向であり減少していないこと、むし歯のない3歳児の割合が区ごとに差があること、学齢期では、12歳児のむし歯のない子の割合が全国平均と比べて低いことが課題です。

○ 取組の方向性

乳幼児期においては、年齢に応じたセルフケアの方法について周知し、むし歯予防に効果のあるフッ化物の利用について推進します。

また、各区における歯科保健の状況を把握・分析し、それぞれの状況に応じた対策を講じます。

学齢期においては、歯の磨き方などむし歯や歯周病の予防につながる生活習慣の形成を図るため、保健指導や普及啓発を強化します。

○ 具体的取組

取組・事業	内容	担当部
乳幼児期のむし歯予防対策	・乳幼児健康診査時の歯科健診 (継続)	保)保健所
	・むし歯予防教室 (強化)	区)保健福祉部
	・フッ化物利用の推進 (強化)	子)子ども育成部
	・幼稚園・保育園への普及啓発 (新規)	子育て支援部
学齢期のむし歯・歯周病対策	・学校における歯科(歯・口腔)健診 (継続)	保)保健所
	・小中学生への普及啓発 (強化)	教)学校施設担当部
さっぽろ 8020 セミナー キッズ編	・児童会館や各種子育てサロン等で乳幼児・学童を対象とした普及啓発 (新規)	保)保健所 子)子ども育成部 子育て支援部

○ 指標（目標値）

	現状値	目標値
●むし歯のない3歳児の割合【健】	83.3%(H26)	90%
●むし歯のない12歳児の割合【健】	54.5%(H27)	65%
●むし歯になるおそれがある1歳6か月児(02型)の割合	32.9%(H26)	20%
●歯肉炎のある12歳児の割合	2.6%(H27)	2%

●：毎年度評価指標を算出

【健】：「健康さっぽろ21（第二次）」「歯・口腔の健康」指標

2 基本施策

2-1 「むし歯や歯周病のある人を減らします」(妊娠期・成人期)

○ 現状と課題

(1) 妊娠期

妊娠期は、つわりの影響で十分な歯磨きができないことや、女性ホルモンの増加により歯と口腔のトラブルが生じやすい時期です。

特に妊娠期の歯周病は、低出生体重児や早産の原因になることが報告⁵⁾されていることから、歯科健診により歯周病の早期発見・早期治療につなげる必要があります。

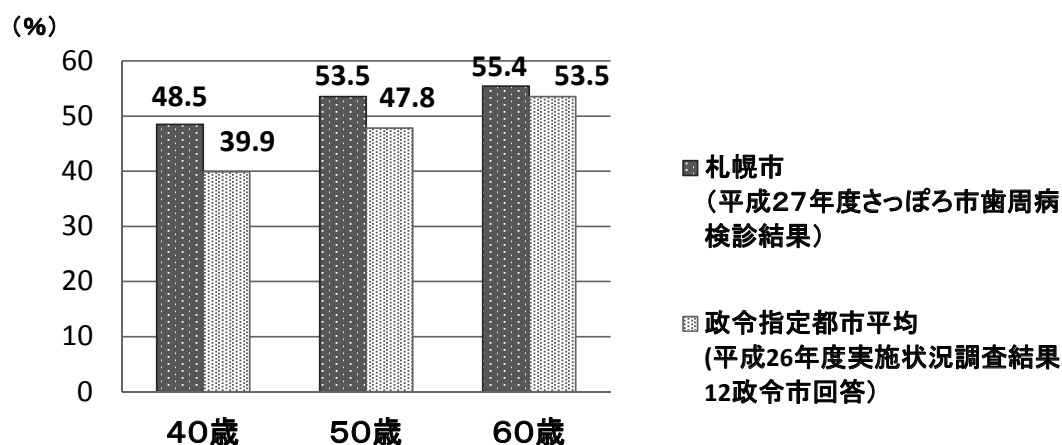
また、札幌市が実施している妊産婦歯科健診の妊婦受診率は、4.3%（平成26年度）であり、受診者の36.9%が要治療と判定されています。

そこで、安全安心な出産を迎えるため、札幌市が実施している妊産婦歯科健診以外の受診状況等を把握し、妊産婦が歯科健診を受診しやすい環境の整備が必要です。

(2) 成人期

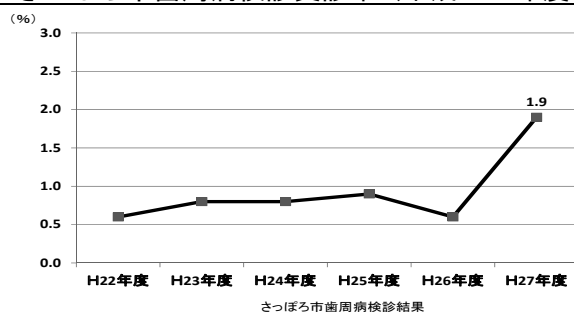
札幌市における歯周炎を有する人の割合は、「さっぽろ市歯周病検診」における平成27年度実施結果から、40歳で48.5%、50歳で53.5%、60歳で55.4%となっており、政令市平均（平成26年度実施状況調査 12政令市回答）と比べて高い状況です。

図13 歯周炎を有する人の割合（40歳・50歳・60歳）



5) 「歯周病と生活習慣病の関係」平成17年（公益財団法人8020推進財団）

図 1 4 さっぽろ市歯周病検診受診率（平成 2 2 年度～平成 2 7 年度）



成人期では、歯周炎の割合が他政令市と比べて高いことに加え、歯周病の早期発見・早期治療につながる「さっぽろ市歯周病検診」の受診率が低いことが課題となっています。

そのため、平成 2 7 年度から 4 0 ・ 5 0 ・ 6 0 ・ 7 0 歳を対象とした歯周病検診の受診券個別送付を開始した結果、受診率は 1.9%と前年度（平成 2 6 年度 0.6%）と比べ増加しましたが、いまだ低い状況です。

○ 取組の方向性

妊娠期においては、妊娠と歯周病の関係性や歯科健診の必要性について周知を強化します。また、乳幼児健診時に妊娠中の歯科健診受診状況等について調査を実施し、妊娠中に歯科健診を受診しやすい環境の整備に努めます。

成人期では、歯周病検診の受診率向上のため、一般社団法人札幌歯科医師会（以下「札幌歯科医師会」という。）と連携して未受診者への受診勧奨を行うなど、「さっぽろ市歯周病検診」を推進します。

また、歯周病は糖尿病などの全身疾患に深い関わりがあることや、喫煙が歯周病の重症化リスク因子であることについて広く周知します。

○ 具体的取組

取組・事業	内容	担当部
妊娠期の歯科保健対策	・ 歯科健診受診状況調査 (新規)	保)保健所 区)保健福祉部
	・ 妊産婦歯科健診 (継続)	
	・ 妊産婦歯科健診受診勧奨 (継続)	
	・ 母親教室での保健指導 (継続)	
成人期の歯科保健対策	・ さっぽろ市歯周病検診 (継続)	保)保健所

○ 指標(目標値)

	現状値	目標値
● 妊婦歯科健診の受診率	4.3%(H26)	8%
● 40歳で歯周炎を有する人の割合【健】	48.4%(H27)	37%
● 50歳で歯周炎を有する人の割合	55.2%(H27)	45%
● 60歳で歯周炎を有する人の割合【健】	55.4%(H27)	45%
● 60歳で24本以上歯を有する人の割合【健】	79.7%(H27)	90%
● さっぽろ市歯周病検診の受診率	1.9%(H27)	10%

●：毎年度評価指標を算出

【健】：「健康さっぽろ21（第二次）」「歯・口腔の健康」指標

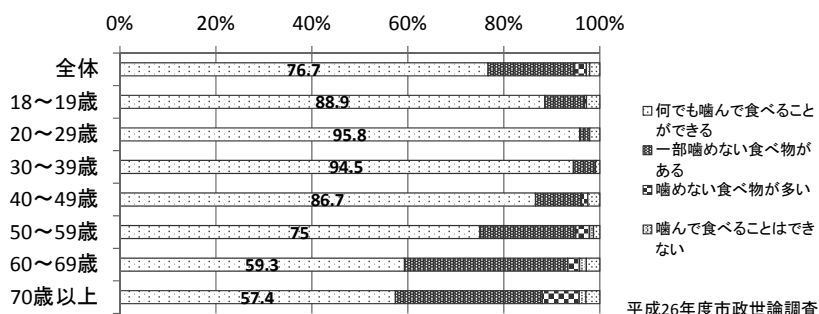
2-2「高齢になっても自分の歯を有し、食べる力が良好な人を増やします」(高齢期)

○ 現状と課題

札幌市における歯周炎を有する人の割合は、「さっぽろ市歯周病検診」における平成27年度実施結果によると、70歳で59.2%となっており、政令市平均（平成26年度実施状況調査結果 12政令市回答）の59.9%と比べてほぼ同じ状況です。なお、札幌市における1人平均現在歯数は、70歳で22.1本となっています。

市民の「噛んで食べる時の状態」について、平成26年度市政世論調査の結果から、「何でも噛んで食べることができる人」は、70歳以上で57.4%となっており、平成25年度生活習慣調査結果における全国の62.9%と比べて低い状況です。

図15 噛んで食べる時の状態（平成26年度）



また、札幌市における口腔がんによる死亡率はがん全体のおよそ1%ですが、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターの統計によると、口腔がんの罹患率は、男女とも40歳代後半から増加し始め、高齢になるほど高くなるとの報告があります。

口腔がんの認知度については、平成26年度市政世論調査で79.1%と高いものの、口腔がんを自己観察で発見できることを知っている人の割合は、27.0%にとどまっています。

図16 口腔がんの認知度（平成26年度）

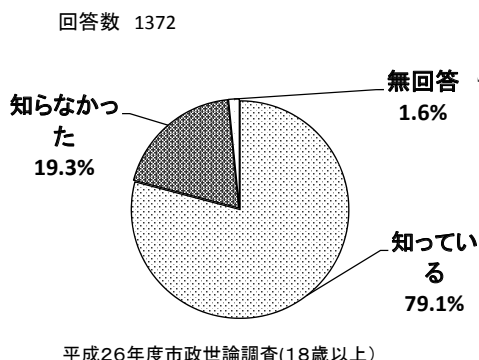
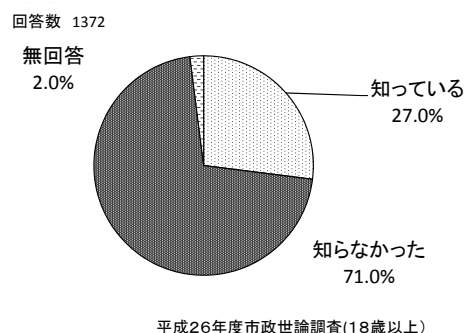


図17 口腔がんの自己発見の認知度（平成26年度）



嚙む機能は、筋肉や舌などを意識的・反射的に反応させ、脳や身体に刺激を与えるので、脳の老化を防ぎ運動機能を高めます。飲み込む機能は、低下すると栄養失調や口腔内細菌が誤って肺に入って発症する「誤嚥性肺炎」などの病気にかかりやすいことから、健康維持に重要な機能です。

嚙む機能を維持するにあたっては、歯周病などによる歯の喪失を防ぐため、定期的な歯科健診など、かかりつけ歯科医によるプロフェッショナルケアを受けることが必要です。また、飲み込む機能の維持・向上にあたっては、加齢による筋力低下を防ぐため、口腔体操を含めた口腔ケアが大切です。

また、口腔がんは、自分で初期の病変を見つけることが概ね可能ですが、現状では進行がんで見つかることが多く、手術が必要になった場合は口腔機能を損ない、食べる力の低下につながります。食べる力を維持するためにも、口腔がんの早期発見が重要であることから、口腔がんの自己観察方法に関する普及啓発を強化することが必要です。

○ 取組の方向性

定期的に歯科健診を受けることや、口腔ケアを行うことの必要性について普及啓発をします。

口腔がんの自己観察方法の普及啓発を強化します。

○ 具体的取組

取組・事業	内容	担当部
高齢期の歯科保健対策	・さっぽろ 8020 セミナー 高齢者編 (新規) ・口腔がん予防啓発 (強化) ・さっぽろ市歯周病検診 (継続)	保)保健所

○ 指標 (目標値)

	現状値	目標値
●自分の歯を20本以上有する70歳以上の人の割合	39.7%(H27)	50%
口腔がんを自分で発見できることを知っている人の割合 60歳以上	33.6%(H26)	50%
70歳代で咀嚼が良好な人(咀嚼良好者)の割合【健】	—	75%
70歳代で飲み込む機能が良好な人の割合	—	85%

●：毎年度評価指標を算出

【健】：「健康さっぽろ21(第二次)」 「歯・口腔の健康」指標

2-3「歯と口の健康づくりを推進するための環境を整備します」(全ライフステージ)

○ 現状と課題

歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境整備や、災害時の歯科医療体制の充実が必要です。

(1) 医科歯科連携、歯科と介護の連携及び在宅歯科医療

歯と口の健康は、全身の健康と関わっており、歯周病は糖尿病や心疾患などの関連が多いと報告されています。また、がん患者の術後や脳卒中患者の誤嚥性肺炎を防ぐため、医科歯科連携による適切な口腔ケアを実施することが必要です。

要介護者においては、認知症や高齢化が進むと誤嚥が起きやすくなることに加え、咳などの反射機能も弱くなり、誤嚥した物を吐き出すことができなくなることから、誤嚥性肺炎に罹る割合が高いと言われています。適切な口腔ケアにより、口の中を清潔に保つことで肺炎を予防するため、歯科と介護等関係機関の連携が必要です。⁶⁾

また、人口10万あたりの在宅医療を担う歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所)は、札幌市においては4.9か所となっており、政令指定都市平均の5.4か所と比較すると少ない状況です。(平成28年1月1日現在)

(2) 障がい者(児)の歯科医療

一般社団法人札幌歯科医師会口腔医療センター(以下「口腔医療センター」という。)で、昭和57年から障がい者(児)診療を実施しており、平成27年度は1,051人(延4,579人)が受診しています。

北海道においては、平成17年度から一般社団法人北海道歯科医師会に委託し、道内の歯科医師に対する研修を行った上で、北海道障がい者歯科医療協力医として指定しており、障がい者(児)が、身近な地域で歯科治療や歯科相談を受けられる体制を構築しています。札幌市内では、平成28年4月現在、70歯科医療機関が北海道障がい者歯科医療協力医に指定されており、適切な歯科保健医療サービスを提供していますが、認知度が低い状況です。

また、障がい者(児)等の入所施設における歯科健診を充実していくため、歯科健診の実施状況などについて把握する必要があります。

6)「健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンス」2015年(公益社団法人日本歯科医師会)

(3) 災害時の歯科医療保健対策

阪神・淡路大震災（平成 7 年）では、震災後 2 カ月以内に死亡した「震災関連死」9 2 2 人のうち、肺炎による死亡者は 2 2 3 人（24. 1%）となっており、誤嚥性肺炎による死亡が多く含まれていたと推測されています。⁷⁾

これらを背景として、札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）を 札幌歯科医師会と平成 16 年に締結しており、災害時に連携して救護活動に従事することとしています。毎年、研修会・訓練が実施されていない状況です。

誤嚥性肺炎による災害関連死についての普及啓発や救護活動の体制・対応について、平常時から周知する必要があります。

(4) 地域における普及啓発

歯科口腔保健の推進には地域のボランティアの役割も重要とされており、市民が地域において活動できる体制の整備が必要です。

○ 取組の方向性

歯科と医科の治療を円滑に進めるため、医療・介護等関係機関と連携できる体制の構築を図り、また、在宅医療を担う歯科診療所の増加に努めます。

障がい者（児）においては、本人や家族などが身近な地域で歯科医療・歯科相談が受けられるように、口腔医療センターや北海道障がい者歯科医療協力医について周知を強化します。また、障がい者（児）等の入所施設においては、歯科健診や口腔ケアの状況等について状況把握を行い、関係する医療・介護専門職、関連事業者等と歯科医療関係者との連携を図り、継続した口腔ケアを受けられる体制の構築に努めます。

災害時に避難所などで必要な口腔ケアについては、平常時から地域における普及啓発を行うとともに、札幌歯科医師会との連携を強化します。

また、歯と口の健康づくりに向けた普及啓発を強化するため、市民がボランティアとして身近な地域の中で活動できる体制を整備します。

7) 「大規模災害時の口腔ケアに関する報告集」平成 21 年（大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究 研究班）

○ 具体的取組

取組・事業	内容	担当部
医科歯科連携	・ 医科と歯科が相互に情報提供する連携体制についてモデル事業の実施も含めた検討 (新規)	保) 保健所
歯科と介護の連携	・ 歯科と介護関係者との連携の実態把握と連携体制の検討 (新規) ・ 介護施設職員を対象とした研修 (継続)	保) 保健所 保) 高齢福祉部
在宅医療を担う歯科医師の人材育成	・ 在宅医療を担う歯科医師の人材育成研修 (継続)	保) 保健所
障がい者(児)が口腔ケアを受けられる体制の整備	・ 障がい者(児)入所施設における歯科受診等の状況調査、歯科健診、歯科保健指導の導入支援 (新規) ・ 口腔医療センターや北海道障がい者歯科医療協力医の周知 (強化)	保) 保健所 保) 障がい福祉部
災害時の応急歯科医療・口腔ケア対策	・ 札幌歯科医師会との協定書に基づく研修、訓練 (強化) ・ 災害時の応急歯科医療及び口腔ケアに関する手引書の作成、普及啓発 (強化)	保) 保健所
さっぽろ 8020 推進員養成	・ 地域で活動する市民ボランティアの養成 (新規)	保) 保健所

第4章 推進体制

1 計画の推進

歯と口の健康づくりを進めるためには、市民一人ひとりが、歯と口の健康の重要性を理解し、セルフケアを実践することやかかりつけ歯科医によるプロフェッショナルケアを受けることが大切です。

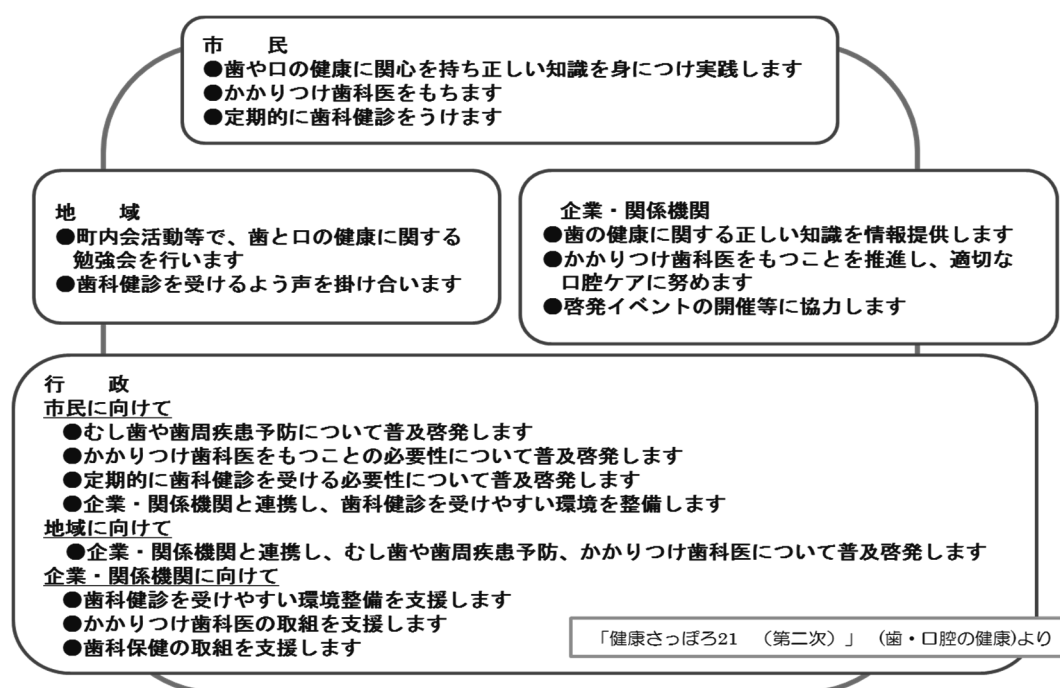
また、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するためには、関係機関等が連携し、それぞれの役割に応じて取組を支援し、啓発していくことも重要です。

今後、関係機関・団体や市民委員で構成する「札幌市健康づくり推進協議会」において、計画を推進していきます。

2 役割

「健康さっぽろ21（第二次）」では、「市民」、「地域」、「企業・関係機関」、「行政」それぞれが健康づくりに取り組むことを基本戦略においています。

本計画においても社会全体で8020運動を推進していくこととします。



3 計画の進行管理と評価

主な指標については、毎年度評価指標を算出した上で、「札幌市健康づくり推進協議会」において、計画の進行状況を把握・評価し、次年度の取組につなげます。

また、平成31年度には中間評価を行い、計画の進捗状況・社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

参 考 資 料

1 用語解説

この計画における用語等の意味は下記のとおりです。

あ行

- う蝕
う蝕=むし歯
歯の表面が口腔内細菌の産出する酸によって歯が溶かされる代表的な歯の疾患
- う歯数
未治療と治療済のむし歯の数
- 1歳6か月児歯科健診でむし歯になるおそれのある幼児（O2型）
う蝕はないが、生活習慣などから将来う蝕の発症が予想されるもの。下記のうち2項目以上該当する場合を「O2型」とする。（札幌市基準）
 - ・ 母乳、ほ乳瓶のいずれか使用している
 - ・ 1日の間食回数が2回以上である
 - ・ ジュース、乳酸飲料、スポーツドリンクなど甘味飲料を毎日飲んでいるか、週に500ml以上飲んでいる
- 医科歯科連携
臨床医学において医科と歯科が協働し、患者の傷病に対し総合的な治療にあたること

か行

- 口腔がん
顎口腔領域に発生する悪性腫瘍の総称のこと

● 口腔ケア

口腔内や義歯などを清潔に保ち、QOL（生活の質）を高める目的とした機能の維持、向上のためのケアの総称のこと

● 誤嚥

食べ物や異物を器官や消化管内に飲み込んでしまうこと

● 誤嚥性肺炎

誤嚥により肺の中に口腔の細菌が入りこむことで生じる肺炎

● 口腔体操

口とその周囲の筋肉を動かして咀嚼力、嚥下する力をつける食事の前に行う準備運動

さ行

● 在宅療養支援歯科診療所

在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している医療機関のこと。高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること等施設基準がある。

● 歯周病

歯を支える組織（歯周組織）におこる疾患（歯肉炎・歯周炎）の総称

- 歯肉炎

歯肉に限定した炎症のことで、歯周組織までは進行しおらず、歯石除去やブラッシングによって元の状態に改善することが可能な病態

- 歯周炎

歯肉炎が進行して歯周組織まで炎症が進行している病態

た行

- 地域包括ケアシステム

医療、介護、予防、すまい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援のシステムのこと

は行

- フッ化物

フッ素を含む化合物のことで歯の石灰化、歯質強化作用があり、むし歯予防に効果的

- 不正咬合

歯がふぞろいだったり、上下の顎の歯ならびが噛み合わない状態

2 札幌市の歯科保健事業実績(平成26年度)

ライフステージ	事業名	概要(①実施内容、②対象、③実施場所、④その他)	平成26年度実績	実施関連部署
乳幼児期	1歳6か月児歯科健診	① 歯科健診および保健指導 ② 1歳6か月児、3歳児、5歳児 ③ 区保健センター	開催回数 347回 受診者数 14,065人(受診率 96.2%)	保)保健所 区)保健福祉部
	3歳児歯科健診		開催回数 325回 受診者数 13,765人(受診率 93.1%)	
	5歳児歯科健診 (H26.10開始)		1歳6か月児・3歳児歯科健診と併設 受診者数 321人	
	むし歯予防教室	① 歯みがき習慣の形成と食習慣の指導(集団) ② 2歳頃までの幼児と保護者 ③ 区保健センター	開催回数 108回 参加人数 1,549人	保)保健所 区)保健福祉部
学齢期	健康教育・相談	① むし歯予防の講話および相談 ②就学前の乳幼児 ③児童会館等 ④子育てサロン、ちあふる(区保育・子育てセンター)などからの依頼により実施	健康教育:開催回数 32回 参加者 599人 相談:開催回数 42回 参加者 218人	保)保健所
	学校歯科健診 (保健給食課)	① 歯科健康診断 ② 小中学校生 ③ 各小中学校 ④ 学校安全保健法により実施	在席者数 134,541人 受検者数 129,847人	教)学校施設担当部
	・歯と口の健康づくり推進事業 推進校の指定 ・図画・ポスターコンクール	① 歯と口の健康づくり推進事業推進指定校や学校歯科保健優良校表彰への応募 ① 歯と口の健康づくりに関する図画ポスターコンクールの実施	歯と口の健康づくり推進指定校数 4小学校、1中学校 学校歯科保健優良校表彰受賞数 4小学校、1中学校 図画・ポスターコンクール開催	教)学校施設担当部
	妊産婦歯科健診	① 健診、保健指導 ② 妊婦および産婦(産後1年以内) ③ 区保健センター ④ 予約制	開催回数 120回 参加延べ人数 693人	保)保健所 区)保健福祉部
成人期 (妊娠期を含む) 高齢期	歯周疾患検診	① 問診・口腔内診査(札幌歯科医師会委託) ② 満40歳、50歳、60歳、70歳 ③ 市内指定歯科医療機関 ④ H27年度より対象者全員に受診券を送付	受診人数 634人 受診率 0.6%	保)保健所
	母親教室	① 歯科保健指導 ② 初妊婦およびその配偶者 ③ 区保健センター ④ 教室全体のプログラムの一部として実施	開催回数 92回 参加者数 1,513人 (初妊婦に対する受診率19.0%)	保)保健所 区)保健福祉部
	高齢者口腔機能向上・栄養改善事業	① 口腔・栄養・身体チェック、健康相談、交流会、講話、演習 ② 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 ③ 老人福祉センター ④ 歯科衛生士・管理栄養士や看護士などの専門スタッフが従事	実施回数240回 参加人数 実 160人 延 1077人	保)高齢福祉部
	訪問口腔衛生指導	① 口腔ケアの方法等の指導 ② 在宅で療養中または介護認定をうけていない65歳以上の高齢者で通院が困難な方 ③ 対象者宅 ④ 本人・家族・区役所・地域包括支援センター・ケアマネジャー等からの依頼により実施	回数 0 回	保)保健所 保)高齢福祉部
	市民健康教育	① 講話等 ② 市民 ③ 区民センター・地区会館等 ④ 歯科医師会(各支部)の会員が講師。	回数 10回(各区 1回) 参加人数 385人	保)保健所 区)保健福祉部
	口腔がん予防啓発	①「口腔がん予防啓発推進委員会」開催 ① 早期発見につなげるための自己観察法を普及啓発(相談会・イベントの実施) ③ 地下歩行空間北2条広場、WEST19等	予防啓発推進委員会 1回 啓発イベント 1回(1,776人) 相談会 1回(38人)	保)保健所
	高齢者口腔ケア研修	① 要支援・要介護高齢者の口腔の改善、機能向上のための研修会を実施 ② 医療、介護関係職員 ③ 施設または会場 ① 口腔ケアの重要性について講習会を実施 ② 一般高齢者やその家族 ③ 地区会館等 ④ とともに札幌歯科医師会委託	研修会 4回(281人) 一般高齢者講習会 7回(244人)	保)保健所 保)高齢福祉部
パネル展等		① 各種イベント・パネル展等を実施 ③ 円山動物園等	開催回数 7回(口腔がんイベント・相談会含む)	保)保健所
企業との連携による普及啓発(27年度)		ライオン株式会社と健康寿命延伸に関する包括的協定を締結し、むし歯予防・歯周病予防等に関する普及啓発を実施 リーフレット作成 イベント開催	歯周疾患検診事業の市民周知の強化	保)保健所

3 計画策定に関する提言について

保健医療関係機関や学識経験者、市民委員等で組織する「札幌市健康づくり推進協議会」に「歯科口腔保健部会」を設置し、(仮)札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に関する提言について検討し、札幌市に提言書を手交した。

札幌市ではその提言をもとに検討を重ね、計画を策定した。

(1) 札幌市健康づくり推進協議会歯科口腔保健部会の委員

氏 名	所 属
阿部 文雄	市民公募委員
伊藤 洋子 (第3, 4回部会)	南区地区女性連絡協議会 会長
枝村 正人	一般社団法人札幌市医師会 地域保健部長
金子 博之	札幌市小学校長会 会計 (二十四軒小学校長)
小林 元子*	一般社団法人北海道歯科衛生士会 札幌支部長
野宮 修治	北海道国民健康保険団体連合会 事務局長
◎高橋 一行	一般社団法人札幌歯科医師会 理事
○玉腰 暁子	北海道大学大学院医学研究科 社会医学講座公衆衛生学分野 教授
林 孝之*	札幌市厚別区介護予防センターもみじ台
三上 良子 (第1, 2回部会)	南区地区連絡協議会 会長
宮崎 晃亘*	北海道公立大学法人 札幌医科大学医学部口腔外科学講座 准教授
向川 泰弘	一般社団法人札幌市私立保育園連盟 副会長
森田 宣広	一般社団法人札幌青年会議所 副理事長
吉田 めぐみ	公益社団法人北海道栄養士会 副会長

* 札幌市健康づくり推進協議会臨時委員

(2) 策定までの検討経過

開 催 日		議 題
第1回	平成28年2月4日	札幌市の歯科口腔保健の現状と課題 札幌市における歯科口腔保健施策の方向性案
第2回	平成28年4月27日	(仮)札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の位置づけと体系 歯科口腔保健の取組
第3回	平成28年5月17日	歯科口腔保健の取組 (仮)札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の体系
第4回	平成28年6月21日	歯科口腔保健の推進に関する提言

(3) (仮)札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に関する提言

1 札幌市の歯科口腔保健の現状と課題

札幌市における歯科口腔保健の現状と課題を、ライフステージごと(乳幼児期、学齢期、妊娠期、成人期、高齢期)および障がい者(児)・要介護高齢者について検討しました。また、歯科口腔保健を推進するためには関係機関や地域関係組織の連携が必要であることから、歯と口の健康づくりを推進するための環境整備についても併せて検討しました。

1) 乳幼児期

現状

幼児歯科健診で1歳6か月児の結果は、むし歯になる恐れのある幼児(02型)の割合が32.9%(平成26年度)であり、最近10年間で増加傾向にありますが、3歳児ではむし歯のない割合は83.3%(平成26年度)と、むし歯になる率は減少傾向にあります。

しかし、むし歯のない3歳児の割合を区ごとに比較すると、最も高い区と最も低い区で11ポイントの差があります。

不正咬合のある3歳児の割合については13.5%(平成26年度)と、全国平均と同程度です。

かかりつけ歯科医を持っている者の割合は、1歳6か月児で42.7%、3歳児で59.8%です(平成26年度)。

課題

むし歯のない3歳児の割合については増加していますが、健康さっぽろ21(第2次)では90%(平成35年度)と、高い水準を目指しており、目標達成のためには早い時期からかかりつけ歯科医を持ち、フッ化物を適切に利用することなどについてさらに普及啓発に取り組む必要があります。

また、むし歯のない3歳児の割合を区ごとに比較すると、最大で11ポイントの差があり、今後は歯科保健状況などを区ごとに把握、分析し、それぞれの状況に応じた歯科口腔保健対策を講じることが必要です。

2) 学齢期

現状

札幌市学校保健統計調査(平成26年度)では、むし歯のない12歳児の割合は51.8%と増加傾向にありますが、全国平均の60.4%と比較すると低い状況です。また、12歳児

の1人平均う歯数（未治療と治療済みのむし歯の数）は1.1本と減少傾向にあります
が、全国平均の0.9本と比較すると多い状況です。

歯肉炎のある12歳児の割合は2.6%と、全国平均の4%より良い状況です。

課題

学齢期は、歯と口の健康を含め生涯を通して望ましい生活習慣を獲得する時期です。
むし歯予防とともに、成人期以降の歯科疾患、特に歯周病を予防することが重要なこ
とについて、普及啓発にさらに取り組む必要があります。

3) 妊娠期

現状

札幌市が実施している妊産婦歯科健診の妊婦受診率は4.3%（平成26年度）であり、
受診者の36.9%が歯科治療が必要と判定されています。

課題

妊娠期の重度の歯周病は、早産や低体重児出生の原因となることが報告されています。
安心安全な出産のために、妊娠期の歯と口の健康に関する情報提供が重要です。

妊婦歯科健診の他政令市の実施状況では、歯科医療機関で個別方式で実施している1
0市の平均受診率は29.4%、札幌市を含め保健センター等で直営方式で実施している8
市の平均受診率は10.1%となっており、札幌市の受診率は低い状況です。

歯周病などの治療へのきっかけとなる妊婦歯科健診は、多くの妊婦が受診できるこ
とが大切です。

妊娠期の重要課題は妊婦歯科健診の受診率の向上であり、速やかに改善する必要があ
ります。

4) 成人期

現状

平成26年度歯周病検診実施結果から、歯周炎を有する人の割合は40歳で50.9%、50
歳で57.8%と、全国平均（平成23年度歯科疾患実態調査結果）40歳25.6%、50歳35.4%
と比べて高い状況です。

しかしながら、平成27年度の札幌市歯周病検診受診率は1.9%と、他政令市と比べ
て低い状況です。

平成26年度市政世論調査結果から、かかりつけ歯科医がいる人の割合は63.6%です
が、症状の有無に関係なく定期的に行く人の割合はそのうちの23.0%、症状があったり、
気になることがあった時に受診する人の割合は77.9%です。

また、定期的に歯科健診を受ける人の割合（18 歳以上）は 19.2%です。歯科医院で健診を受けない理由では、歯や歯ぐきに問題がないと回答した人の割合が 32.7%、忙しい、面倒だからとした人の割合はそれぞれ 29.2%、21.9%、痛くなってから治療すれば十分とした人の割合が 21.0%です。

課題

かかりつけ歯科医の役割は、歯科治療のほかに口腔ケアや歯の健康に関する相談などですが、市政世論調査結果では、このことが市民に広く浸透しているとは言い難い状況です。かかりつけ歯科医を持つことの意義を普及啓発していくことが重要です。

歯周病は成人期以降の歯を失う最も大きな原因です。8020 を目指すためには歯周病の早期発見・治療が重要なことから、歯周病検診受診率の向上が重要です。

平成 27 年度から受診対象者への受診券個別通知を開始し受診率向上につながっていますが、今後も取組を進める必要があります。

5) 高齢期

現状

平成 26 年度歯周病検診実施結果から、歯周炎を有する人の割合は 60 歳 61.0%、70 歳 60.9%と、全国平均（平成 23 年度歯科疾患実態調査結果）60 歳 47.5%、70 歳 42.8%と比べて高く、1 人平均現在歯数は 60 歳 24.2 本、70 歳 22.8 本と、全国平均 60 歳 22.9 本、70 歳 17.5 本より多い状況です。

平成 26 年度市政世論調査結果では、70 歳以上で何でもかんで食べることができる人の割合は 57.4%です。また、口腔がんについて知っている人の割合は 79.1%と高いものの、口腔がんを自己観察で発見できることを知っている人の割合は 27.0%にとどまっています。

課題

生涯、咀嚼嚥下（噛む、飲み込む）機能を保つには、適切な口腔ケアを受けることやかかりつけ歯科医を持つことが大切であり、これらのことについて普及啓発していくことが重要です。

口腔がんは、初期の病変を自分で発見することが可能です。札幌市は、平成 24 年度から口腔がんの予防啓発に取り組み、口腔がん早期発見のために自己観察方法を普及啓発していますが、今後も取組を進める必要があります。

6) 障がい者（児）・要介護高齢者

現状

札幌歯科医師会口腔医療センターでは、昭和 57 年から障がい者(児)診療を実施しており、平成 27 年度は 1,051 人(延 4,579 人)が受診しています。

障がい者(児)の歯科診療に対応している市内歯科医療機関は、北海道が作成した障がい者歯科医療協力医名簿に記載されています。

介護給付「居宅療養管理指導料」件数のうち、約 36%が歯科医師・歯科衛生士が実施しています。給付金額では 44.7%を占めています(平成 26 年度)。

課題

障がい者(児)・要介護者ともに、継続した口腔ケアを受けるためには、かかりつけ歯科医を持つことが大切です。

また、障がい者(児)・要介護者と関係する医療・介護専門職と歯科医療関係者との連携も必要です。

7) 歯と口の健康づくりを推進するための環境整備

歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境を整備することが必要です。

<医科歯科連携の推進>

歯と口の健康は全身の健康と関わっており、歯周病は糖尿病や心疾患、低体重児出生などと関係があることが多く報告されています。また、がん患者の手術前に口腔ケアを実施することにより、術後の肺炎を防ぐことも報告されています。疾病の重症化予防や QOL の向上を図るために、医科歯科連携をさらに推進する必要があります。

<地域歯科医療・介護の連携推進>

口腔ケアにより、要介護高齢者の発熱、肺炎を効果的に予防できます。要介護高齢者、特に在宅療養の場合、口腔ケアを普及するためにはかかりつけ歯科医や地域の歯科医と介護専門職との連携が必要です。このような連携は、地域包括ケアシステムを構築する上でも重要です。

<災害時歯科口腔保健対策の推進>

誤嚥性肺炎による震災関連死を防ぐため、平常時より口腔ケアに関する啓発などを行い、関係者との顔の見える関係づくりに努めることが必要です。また、災害時においては、関係機関とともに被災者の健康維持のために応急歯科医療および口腔ケアを提供することが必要です。

<歯科口腔保健に関する情報の提供>

関係者間の連携を深めるためには情報を共有することが重要です。

2 基本理念

札幌市健康づくり基本計画健康さっぽろ 21（第二次）では、「歯・口腔の健康」を全体目標「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」、「すこやかに産み育てる」を達成するための基本要素の一つに位置付けています。

一方、国と日本歯科医師会は平成元年から、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つ」8020 運動を推進しています。

また、自分の歯を多く保つことや、入れ歯などで口腔機能を維持することが健康寿命の延伸につながるということが報告されています。

歯と口の健康は、すべてのライフステージにおいて質の高い健康的な生活を送るために重要な要素であり、食事や会話を楽しむために欠くことができません。

札幌市が、8020 運動を推進し、市民が笑顔で生き生きと暮らすまちを目指すことを願って、計画の基本理念を以下のように提案します。

8020 運動推進のまち・笑顔のまち さっぽろ
子どもから高齢者まで誰もが歯と口の健康を保ち、
いきいきと暮らせるよう 8020 運動を推進します

3 重点取組と基本取組

健康さっぽろ 21（第二次）では、以下の 5 点を基本要素「歯・口腔の健康」の取組方針としています。

- ・かかりつけ歯科医を持つ人を増やします・むし歯のない子どもを増やします
- ・むし歯や歯周疾患のある人を減らします
- ・高齢になっても自分の歯を有する人を増やします
- ・高齢になっても咀嚼機能が良好な人を増やします

かかりつけ歯科医を持つことは、全てのライフステージにおいて治療だけでなく定期的な歯科健診や口腔ケアを継続して受けられることであり、8020 運動を進めるうえで重要な取り組みです。

また、乳幼児期、学齢期は 8020 運動の入り口であり、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる重要な時期です。

このため「かかりつけ歯科医を持つ人を増やします」と「むし歯のない子どもを増やします」をこの計画では重点取組とすることを求めます。

さらに、

- ・「むし歯のない子どもを増やします」については、学齢期から歯周病の予防を進めることが重要であることから、「歯肉炎のない子」を加え「むし歯や歯肉炎のない子を増やします。」とすること

- ・高齢期は、噛む（咀嚼）機能の維持とともに飲み込む（嚥下）機能も大切であることから「高齢になっても食べる力（咀嚼嚥下機能）が良好な人を増やします」とすること
- ・歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境を整備することが必要であることから、「歯と口の健康づくりを推進するための環境整備」を基本取組に加えることを求めます。

【重点取組】

- ・「かかりつけ歯科医を持つ人を増やします」
- ・子どもたちの歯や口の健康を守るために「むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします」

【基本取組】

- ・自分の歯を生涯にわたって保つために「むし歯や歯周病のある人を減らします」
- ・「高齢になっても自分の歯を有する人を増やします」
「高齢になっても食べる力（咀嚼嚥下機能）が良好な人を増やします」
- ・「歯と口の健康づくりを推進するための環境整備」

以上の2つの重点取組、3つの基本取組によって計画を推進することを求めます。

下記に、それぞれの取組ごとに具体的な内容をまとめました。

1) 重点取組

ア「かかりつけ歯科医を持つ人を増やします」

かかりつけ歯科医とは、治療だけでなく、身近な地域でライフサイクルに沿った健康相談や口腔ケアなどを継続して受けることができる歯科医師です。

現状では、かかりつけ歯科医がいる市民は多いが、定期的な歯科健診や相談などで受診する割合より、症状がある時にかかりつけ歯科医に受診する割合が高い状況にあります。

歯と口の健康を保つためにはセルフケアの実践とともに、早い時期からかかりつけ歯科医を持ち、定期歯科健診や口腔ケアを受けることが大切なことから、かかりつけ歯科医の役割やかかりつけ歯科医を持つことのメリットについて普及啓発に取り組むことを求めます。

また、障がい者（児）・要介護高齢者も継続した口腔ケアを受けるために、かかりつけ歯科医を持つことが望ましいため、対応可能な歯科医療機関の情報を集約し発信することと、保健所が相談窓口であることをさらに周知していくことを求

めます。

- かかりつけ歯科医の役割や、かかりつけ歯科医を持つことのメリットについて普及啓発する
 - ・ かりつけ歯科医をテーマとした講演会、シンポジウムなどの開催
 - ・ かかりつけ歯科医について市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など様々な媒体を通して広く情報を発信する
- 障がい者（児）・要介護高齢者の歯科医療や口腔ケア等に関する情報を提供する
 - ・ 情報の収集と発信に努めるとともに、保健所が相談窓口であることを周知する

イ「むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします」

乳幼児期は、食習慣や生活習慣の基本を形成し、歯と口の健康づくりの入り口となる時期です。また学齢期は、生活習慣が形成され、セルフケアの意識を持ち、実践できる力を身に付ける時期です。

まさに、8020運動の入り口であり、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる重要な時期です。歯科口腔保健対策を推進するうえで保育所・幼稚園等と連携して対策を講じることを求めます。

子どものむし歯は、経年的に減少していますが、今後もこの傾向を維持し、目標達成のためにフッ化物の利用や望ましい食習慣、生活習慣などについてさらに普及啓発することを求めます。

また、むし歯のない3歳児の割合が最も高い区と最も低い区では11ポイントの開きがあります。札幌市全体で改善を図るためには、区を単位として歯科口腔保健対策を進めることを求めます。

- フッ化物によるむし歯予防について普及啓発を強化し、フッ化物の利用を推進する
 - ・ フッ化物の利用方法について普及啓発を強化する
 - ・ フッ化物によるむし歯予防をテーマとした講演会や研修会を開催する
- むし歯のない3歳児を増やす
 - ・ 1, 2歳児のむし歯予防対策を強化する
 - ・ 3歳児のう蝕有病率の高い区へのむし歯予防対策を強化する
- 6歳臼歯をむし歯から守る

- ・幼稚園や保育所の職員を対象とした研修会の開催等により情報を提供する
- 生涯を通じた歯と口の健康づくりの基盤となる望ましい生活習慣の形成を促す
- ・歯の磨き方を含め、むし歯や歯周病の予防につながる生活習慣に関する保健指導等を充実、強化する

2) 基本取組

ア 「むし歯や歯周病のある人を減らします」

妊娠期の歯周病は、低出生体重児や早産の原因になることが報告されています。歯周病の予防や重症化を防ぐためには、歯科健診により歯周病の早期発見、治療につなげる必要があります。

現状では、札幌市が実施する妊婦歯科健診は保健センターを会場とした集団方式で実施しており、受診率は4.2%（平成25年度）と低い状況です。

歯科医療機関で個別受診方式で妊婦歯科健診を実施している政令市（10市）の平均受診率は、札幌市より高く29.4%（平成25年度）となっています。妊婦が歯科健診を受診しやすい環境を整備し、受診率向上を図ることを求めます。

成人期は、歯周病の予防や重症化を防ぎ生涯自分の歯を保つことが大切な時期であり、歯磨きなどのセルフケア、望ましい生活習慣の実践とともに、定期的な歯科健診と口腔ケアを受ける必要があります。

また、歯周病は糖尿病や心疾患など全身疾患ともかかわりが深いこと、喫煙が歯周病発症と重症化のリスク因子であることをさらに普及啓発することを求めます。

札幌市では、平成15年度から歯周病検診を実施していますが、受診率は伸び悩んでいます。受診率の向上のために平成27年度に受診券の個別送付を開始しましたが、今後も受診率の向上に努め、検診受診がかかりつけ歯科医を持つきっかけとなるよう取り組むことを求めます。

- 安心安全な出産を迎えられるよう、妊婦歯科健診が受診しやすい環境を整備する
- 定期的な歯科健診の必要性について普及啓発を強化する
 - ・歯と口の健康づくりに関する情報提供と普及啓発を強化する
 - ・健診結果等を分析し、市民に情報発信する
- 歯周病検診の受診率向上を図り定期的な歯科健診へのきっかけづくりとする
 - ・札幌歯科医師会と協力して、歯周病検診の受診率向上に努める

イ 「高齢になっても自分の歯を有する人を増やします」

「高齢になっても食べる力*（咀嚼嚥下機能）が良好な人を増やします」

*食べる力：食べ物を、噛み飲み込む機能（咀嚼嚥下機能）

高齢期は、自分の歯を保ち、食べる力を維持するために、かかりつけ歯科医などの下で継続して歯科健診や口腔ケアを受けることが大切です。

また、口腔ケアは誤嚥性肺炎を効果的に予防することも報告されています。口腔ケアの重要性について普及啓発を強化し、高齢者の食べる力の維持向上や誤嚥性肺炎の予防などに取り組むことを求めます。

口腔がんは自分で初期の病変を見つけることが概ね可能ですが、現状では進行がんで見つかることが多く、手術が必要になった場合は口腔機能を損なうこともあります。札幌市は、平成24年度から口腔がんの予防、早期発見の啓発を行っています。セルフチェック表の普及など取組を強化していくことを求めます。

- 自分の歯を保ち、食べる力を維持するために、口腔ケアの重要性について普及啓発を強化する
 - ・口腔機能の維持向上および誤嚥性肺炎の予防、フッ化物の利用等について健康教育を実施する
- 口腔がんの予防や早期発見について普及啓発を強化する
 - ・口腔がんは自分で発見できることをさらに普及啓発する
 - ・口腔がん検診を継続する

ウ 「歯と口の健康づくりを推進するための環境整備」

歯と口の健康と全身の健康との関係や、口腔ケアの有用性が明らかとなり、医科歯科連携、歯科医療と介護との連携の推進が課題となっています。大学病院や他の自治体では先駆的な取組※が報告されておりますが、札幌市においても、今後推進する必要があります。歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境を整備することが必要です。

※代表的な取組として「産科・歯科・行政が連携した早産予防対策事業（熊本県）」、「回復期リハビリテーション病院歯科が中心となる病診連携への取り組み（広島市）」等があります。

これらの連携を進めるために具体的な取組について検討することを求めます。

災害時に避難所などで必要な口腔ケアについて、市民、関係機関などが使用する具体的な手引を作成し、平常時より普及することを求めます。

- 医科歯科連携や地域歯科医療・介護の連携を推進する
 - ・これらの連携を推進するために、具体的な取組について検討する
- 災害時の歯科口腔保健対策を推進する
 - ・災害時に避難所などで必要な口腔ケアについて、市民、関係機関などが使用する具体的な手引を作成し、普及する
- 歯科口腔保健に関する情報を発信する
 - ・市ホームページ等の充実や、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など様々な媒体を介して情報発信に努める。

4 計画策定にあたり留意すること

1) 普及啓発の進め方

計画を推進するために普及啓発が主要な取組の一つとなっています。講演会や市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などがその手立てとされていますが、歯と口の健康づくりについて、市民にとって身近な地域の中で情報発信することも有効です。

市民がボランティアとして歯と口の健康づくりに参加できるような取組を検討し、実現することを求めます。

2) 評価と進行管理

取組ごとに達成状況を把握することが必要です。計画の進行管理のため、指標と計画最終年度の目標値を設定することを求めます。

＜別表＞

取組別指標と現状値

かかりつけ歯科医のある人を増やします	現状値	
かかりつけ歯科医のいる 1 歳 6 か月児の割合	42.7%	健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23
かかりつけ歯科医のいる 3 歳児の割合	59.8%	健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23
定期的に歯科健診を受ける人の割合(18 歳以上)	19.2%	札幌市市政世論調査 H26

むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします	現状値	
むし歯のない 3 歳児の割合【健】	83.3%	3 歳児歯科健診結果 H26
むし歯のない 12 歳児の割合【健】	51.8%	札幌市学校保健統計調査 H26
むし歯になるおそれがある 1 歳 6 か月児の割合	32.9%	1 歳 6 か月児歯科健診結果 H26
むし歯のない 3 歳児の割合が 85%以上の区	4 区	3 歳児歯科健診結果 H26
歯肉炎のある 12 歳児の割合	2.6%	札幌市学校保健統計調査 H26
かかりつけ歯科医のいる 1 歳 6 か月児の割合	42.7%	健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23
かかりつけ歯科医のいる 3 歳児の割合	59.8%	健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23

むし歯や歯周病のある人を減らします	現状値	
40 歳で歯周炎を有する人の割合【健】	50.9%	札幌市歯周病検診結果 H26
60 歳で歯周炎を有する人の割合【健】	61.0%	札幌市歯周病検診結果 H26
妊婦歯科健診の受診率	4.3%	札幌市衛生年報 H26
歯周病検診の受診率	1.9%	札幌市歯周病検診結果 H27

高齢になっても自分の歯を有する人を増やします 高齢になっても食べる力が良好な人を増やします	現状値	
60 歳で 24 本以上歯を有する人の割合【健】	79.7%	札幌市歯周病検診結果 H27
自分の歯を 20 本以上有する 70 歳以上の人の割合	39.7%	札幌市市政世論調査 H26
歯周病検診の受診率	1.9%	札幌市歯周病検診結果 H27
口腔がんについて知っている人の割合	79.1%	札幌市市政世論調査 H26
口腔がんを自分で発見できることを知っている人の割合		
60-69 歳	33.3%	札幌市市政世論調査 H26
70 歳以上	34.0%	札幌市市政世論調査 H26
70 歳代で咀嚼が良好な人の割合【健】	—	
70 歳代で飲み込む機能が良好な人の割合	—	

【健】健康さっぽろ（第二次）指標

4 歯科口腔保健の推進に関する法律

平成二十三年八月十日号外法律第九十五号

(目的)

第一条 この法律は、口腔（くう）の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運

動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用を促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一十一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例

平成21年6月26日 条例第62号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、適切に推進されなければならない。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第4条 道は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第5条 教育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 前項の目的を促進するため、道民の歯・口腔の健康づくりを支援する保健師、栄養士、介護従事者などの研修機会の確保に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、道内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、道内の被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(道民の役割)

第7条 道民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、道及び市町村並びに事業者及び保険者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医等の支援等を通じ、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等

(北海道歯科保健医療推進計画)

第8条 知事は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「道歯科保健医療推進計画」という。）を定めなければならない。

2 道歯科保健医療推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する基本的な目標

(2) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する次に掲げる基本的な施策

ア 道民が歯科健診、保健指導等の必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備及び普及啓発

イ 歯・口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供

ウ 歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものとの連携体制の構築

エ 離島及びへき地における適切な歯科保健医療サービスの確保

オ 歯科保健事業に携わる従事者の確保及び資質の向上

カ 歯科保健事業の効果的な実施に資する調査研究の推進

キ アからカまでに掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民及び市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものの意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めたときは、遅滞なく、インターネットその他の適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、道歯科保健医療推進計画の変更について準用する。

(市町村への支援)

第9条 道は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(指針の策定)

第10条 道は、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の円滑な実施を促進するため、市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりの推進に取り組む上での基本となる指針（以下「市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインには、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の各年齢階層に応じた歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割

(2) 歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割

(3) その他市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりに取り組むために必要な事項

(効果的な歯科保健対策の推進等)

第11条 道は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校及び中学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

(障がい者等への支援)

第12条 道は、歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間)

第13条 道は、毎年11月8日から同月14日までを北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間と定め、80歳で歯を20本以上維持することを目的とした取組である8020運動について、道民の理解及び意識の高揚を図り、道民運動として定着するよう普及啓発に努めるものとする。

(道民歯科保健実態調査)

第14条 道は、道民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、おおむね5年ごとに、道民歯科保健実態調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年度、議会に、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第10条の規定は、施行の準備等を勘案して規則で定める日から施行する。

(平成22年3月規則第33号で、同22年4月1日から施行)

(検討)

2 知事は、この条例の施行の日から5年を経過することにより、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

札幌市生涯歯科口腔保健推進計画 「さっぽろ8020推進プラン」(案)ご意見募集用紙

札幌市保健福祉局保健所健康企画課 FAX 0 1 1 - 6 2 2 - 7 2 2 1

※どのページ・項目へのご意見かが分かるようにご記入ください。

ページ番号・項目名	ご意見

(お名前)

(年齢) 該当する番号に○を付けてください。

①19 歳以下 ②20 歳代 ③30 歳代 ④40 歳代
⑤50 歳代 ⑥60 歳代 ⑦70 歳以上

(ご住所)

平成 29 年 1 月 24 日(火)必着で、持参または郵送、FAX、E メールなどにより送ってください。

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課

TEL : 011-622-5151 FAX : 011-622-7221

E-メール : shikahoken@city.sapporo.jp

ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/shikakeikaku/index1.html>

- ※ 持参の場合、受付時間は平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までです。電話による受付は行っていません。
- ※ お名前、ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。